

# 「臨床心理センター開設 10 年」

浦田 英範

## 1. はじめに

西南学院大学臨床心理センター（以下、「センター」と略す。）が開所され10年を迎えようとしている。このセンターの開設の当初の目的は、大学院に設置された人間科学研究科臨床心理学専攻の内部実習先として開設されたものである。

臨床心理士とは、公益法人日本臨床心理士資格認定協会の試験を受け、民間団体の認定であるが臨床心理士資格を認定されるものである。臨床心理士養成の大学院の設置において、一種指定校、二種指定校と分かれており、その指定を受けるための条件が内部実習先である。

2017年には、国家資格である公認心理師法が制定された。2019年には初めての公認心理師国家試験が行われた。我が国で初めての公認心理師が誕生した。センターもこの公認心理師の内部実習先として、厚生労働省・文科省の共管のもと、厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 公認心理師制度推進室に登録をした。

## 2. センターの活動

### (1) 実習施設としてのセンター機能

臨床心理士の業務は、①臨床心理面接、②臨床心理査定、③研究、④地域援助である。また、公認心理師の公認心理師法第2条に定義されている。

公認心理師法から抜粋すると、

第2条 この法律において「公認心理師」とは、第28条の登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- 一、心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること。
- 二、心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

三、心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと。

四、心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。と定義されている。

臨床心理士の業務、公認心理師の定義は差異があるものの、心を支援する心理療法と心を理解する心理テストの訓練は等しく行うことを求められている。

つまり、センターの開設目的は、大学院生（以下、「院生」と略す。）の心理療法、心理テストを始めとするクライアントさんへの理解や支援への対応などの訓練である。

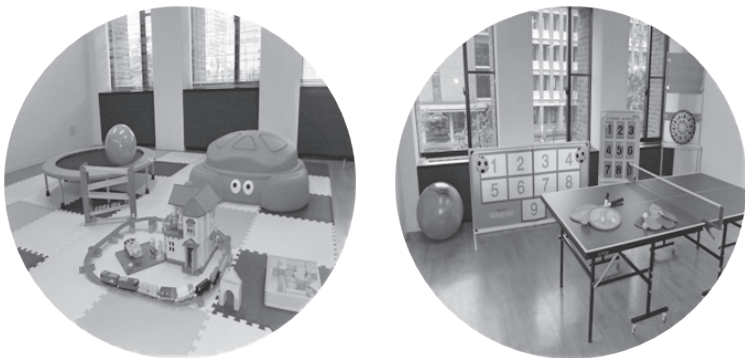
ここで主な訓練内容を紹介する。その前に実際の訓練に入る前に、院生は、学部で学んできた臨床心理学の基礎を、公認心理師の領域で言う、保健医療領域、福祉領域、産業領域、教育領域、司法犯罪領域の5つの分野の領域の知識を深めると同時に、各分野に関係する法規の理解、そしてロールプレイを取り入れた演習を行い、クライアントさんへの接し方やクライアントさんの心を理解し支援の方法を考える心理的アセスメント、そして、心理療法の考え方やクライアントさんのアプローチの基礎を学ぶ。これらをマスターした後に内部実習先であるセンターでの訓練が開始される。

訓練の内容は、最初は①予約のための電話当番、②心理テスト、③心理療法、④連携・協働の主な訓練が行われる。

#### ①電話当番

電話当番では、クライアントさんの電話予約を受け、インターカー（臨床心理士、公認心理師有資格者）の予約を行うものである。

このような説明をすると対応は、簡単のように聞こえるが、クライアントさんに傾聴しながら、主訴やその主訴に至るまでの経緯など手短かに聴き、それを記録し予約を



プレイルーム

入れるものである。

## ②心理テスト

心理テストは心を理解するテストのことである。その種類は、知能を計るもの、人格を計るもの、作業、社会成熟度などを計るものである。クライアントさんの要望やクライアントさんを理解するために必要であると担当者が必要であると判断した心理テストを院生が施行する。そしてその結果をクライアントさんや担当者にフィードバックする。

## ③心理療法

カウンセリングを始めとしてクライアントさんに心の支援を行うものである。スーパーヴィジョンを院生が受けながらクライアントさんに対応する。

簡単に実習の内容を紹介したが、不適応を起こしているクライアントさんへの対応は細心の注意を払い、院生は緊張しながら実践を行っている。

## ④連携・協働

クライアントさんは自らセンターに予約を取る方や、また、近医からの紹介でセンターを予約される方など様々である。紹介された専門機関との連携もクライアントさんのためには必要になってくる。公認心理師法第42条において、「公認心理師は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に対し、保健医療、福祉、教育等が密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらを提供する者その他の関係者等との連携を保たなければならない」、第2項においては、「心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない」となっている。そのためセンターとしては、院生の訓練の中で、連携・協働の実践も行っている。

## (2) 心理学支援を行うセンター機能

### ①実践の場としてのセンター機能

センターは、院生実習施設ではあるが、実際には、悩みを抱えた方々への心理学的支援を行う場所でもある。センターは院生の訓練の場でもあるが、センター所属の相談員にとっては臨床実践の場であり、そこから生まれてくる臨床の研究の場でもある。

大学の教員は、学生に教育を行うところでもあるし、研究を行うところでもある。教員が相談員として対応することもあるし、院生の心理療法の指導も行う。そのため、院生は心理療法の基礎を学びつつ、最新の心理療法の臨床的知見をも演習や、スーパーヴィジョンなどから学ぶ。

### ②地域貢献としてのセンター機能

①でも述べたが、教員が研究し心理療法等への最新の知見に基づき、クライアントさんに臨床心理学的な支援を行っている。院生の訓練が中心であるセンター機能であるが、クライアントさんへの最新の臨床的に知見に基づく臨床心理学的支援も行っている。

### 3. 結びに変えて

臨床心理センターの機能という側面から紹介した。その中心は、院生の訓練が主であった。この10年近く、最初は臨床心理士養成のための大学内の実習施設であった。2019年に公認心理師法が公布され、我が国、初めての心理師の国家資格が誕生した。その実習先としても、臨床心理センターでの心理実践実習は行われるようになった。院生の訓練の場であり、学びの場となっていた。

また、一方では、最高学府としての大学の教育研究、特に研修の成果の社会還元として、臨床心理学的支援をクライアントさんへの対応を行うところとして、少しずつ地域に根ざしたものになってきている。

今後の課題として、臨床心理学的支援はもとより、公認心理師法の「第2条の第4項 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。」を臨床センターとして指導教員を含め、院生とともにどう実現していくのかという課題が残されている。これは臨床心理センターの講座、例えば「メンタルヘルス」、「ストレスとストレスマネジメント」などの講座を開設し、心の健康への啓発、予防への取り組みを行い、その大切さを院生への1つの訓練として、そして、地域の方々への支援としても行っていくことが大切なことではないだろうかと考えている。



箱庭療法



面接室